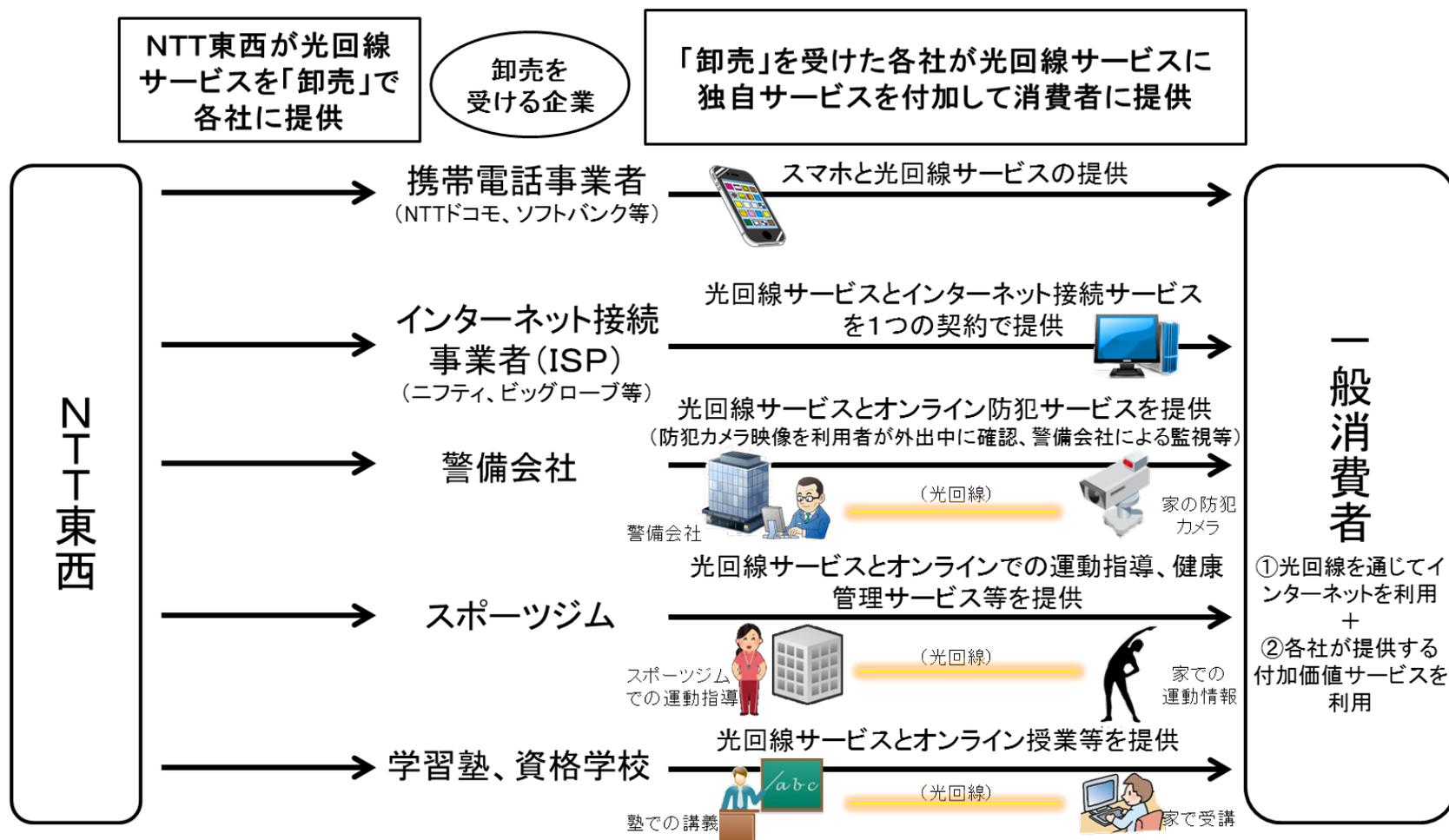


NTT東西における光回線の卸売サービスの 提供状況について

平成27年12月17日
総務省総合通信基盤局

1 報告の経緯について

- NTT東西は、平成27年2月より、光回線の卸売サービス(サービス卸)の提供を開始。
- 開始にあたり、NTT東西は、保障契約約款を変更し「別段の合意により締結する「光コラボレーションモデルに関する契約」におけるIP通信網サービスに係る料金その他の提供条件は、各IP通信網契約者に対して同一のもの」とする旨を追記。



情報通信審議会答申（平成26年12月18日）

「2020年代に向けた情報通政策の在り方-世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて-」概要

- 平成26年5月、NTTは、サービス卸の提供について公表。サービス卸は、様々な分野のプレーヤーとの連携による多様なサービスの創出が見込まれ、我が国の経済成長、利用者利便の向上にも資する取組と評価。
- ただし、NTT東西は、光回線の約78%(設備ベース)を保有し市場支配力を有することを踏まえ、公正競争の確保の観点から、総務省において、料金その他の提供条件の適正性・公平性(例:NTTグループ内の事業者に対して不当に優先的な取扱いをしていないかなど)が十分に確保されるとともに、一定の透明性が確保される仕組みを検討することが適当。
- また、競争環境に影響を与え得る要素として、FTTHと移動通信のセット割引について、過度のキャッシュバック等により料金の適正性が実質的に損なわれ、競争が歪められるおそれがあること等に留意し、総務省において適切な措置を検討することが適当。

総務省におけるガイドラインの策定及び行政指導の実施（平成27年2月27日）

- 総務省は、NTT東西が開始したサービス卸の提供について、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の現行規定の適用関係を明確化するため、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(サービス卸ガイドライン)を策定。
- 併せて、サービス卸の提供に係る適正性及び公平性を十分確保するとともに、一定の透明性を確保する観点で検証を行い、また、サービス卸の利用実態等を把握して市場動向の分析を行うため、NTT東西に対して、以下の対応及び報告を要請。
 - サービス卸の提供条件等の公平性、適正性及び透明性の確保
 - サービス卸ガイドライン等を踏まえた対応
 - サービス卸に係る市場動向の把握・検証のための報告

※ 行政指導では、NTT東西からの報告内容について、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)を踏まえ、NTT東西の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に、審議会等に報告することがあり得る」としている。

(参考)NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン(平成27年2月27日公表) 概要

○ サービス卸に関する電気通信事業法の適用関係を明確化し、電気通信事業法上問題となり得る行為を整理・類型化して例示することにより、NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務(特定卸役務)の料金その他の提供条件の適正性・公平性の確保、消費者保護の充実、同法の運用の一層の透明化を図り、公正な競争環境と利用者利便の確保を実現するため、ガイドラインを策定。

【 サービス卸に関する電気通信事業法の適用関係 】

対象	主な規律	電気通信事業法上問題となり得る行為
卸提供事業者(NTT東西)	指定電気通信役務に関する規律(第20条) 業務改善命令(第29条) 禁止行為規制(第30条)	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い
卸先事業者	提供条件説明義務(第26条) 苦情等処理義務(第27条) 業務改善命令(第29条) 等	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供条件の説明の不実施 ③ 苦情等の処理の不実施
卸先事業者 (NTTドコモに限る)	提供条件説明義務(第26条) 苦情等処理義務(第27条) 業務改善命令(第29条) 禁止行為規制(第30条) 等	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 排他的な割引サービス ③ 関係事業者と一体となって行う排他的な業務 ④ 提供条件の説明の不実施 ⑤ 苦情等の処理の不実施
卸先契約代理業者 (販売代理店)	提供条件説明義務(第26条)	○ 提供条件の説明の不実施

電気通信事業法の改正（平成27年5月22日公布）

- サービス卸の料金その他の提供条件について、公平性、適正性及び透明性確保の観点等から、新しい制度的な仕組みを講ずることを目的として、電気通信事業法を改正。
- 法改正により、卸電気通信役務の事後届出制を導入するとともに、総務大臣が届出内容を整理・公表することとし、整理・公表に当たっては、必要に応じて、NTT東西とNDA(秘密保持契約)を締結した競争事業者から意見聴取を行うとともに、審議会に報告を行う予定。



改正電気通信事業法の施行前ではあるが、行政指導に基づくNTT東西からの報告内容等を踏まえ、NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況及び光回線の卸売サービスに係る市場動向について、透明性を確保する観点から、情報通信審議会電気通信事業政策部会に報告する。

(参考) 改正後の電気通信事業法の関係条文

(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供)

第三十八条の二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨、総務省令で定める区分ごとの卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該業務を廃止したときも、同様とする。

(第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関する情報の公表)

第三十九条の二 総務大臣は、その保有する第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関する次に掲げる情報を整理し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一～二 (略)

三 第三十八条の二の規定による届出に関して作成し、又は取得した情報

四 (略)

2 NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況について

- 行政指導においては、NTT東西に対して「サービス卸の提供条件等の公平性、適正性及び透明性の確保」、「サービス卸ガイドライン等を踏まえた対応」、「サービス卸に係る市場動向の把握・検証のための報告」についての対応及び報告を求めており、平成27年3月以降、NTT東西よりそれぞれ合計6件の報告が行われている。

行政指導において対応及び報告を求める事項	NTT東日本	NTT西日本
<p>■ サービス卸の提供条件等の公平性、適正性及び透明性の確保</p> <p>⇒サービス卸の料金その他の提供条件に関して、公正競争への影響が大きいことが想定される卸先事業者との個別契約の内容を、契約締結後、速やかに報告</p>	<p>平成27年3月16日付 平成27年4月9日付</p>	<p>平成27年3月19日付 平成27年4月9日付</p>
<p>■ サービス卸ガイドライン等を踏まえた対応</p> <p>⇒サービス卸の提供に関して、毎事業年度経過後速やかに、サービス卸ガイドラインの記載等を踏まえた対応状況を報告</p> <p>すべての卸先事業者に対する、サービス卸ガイドラインを参照すべきことの明示・周知</p>	<p>平成27年5月29日付</p>	<p>平成27年5月29日付</p>
<p>■ サービス卸に係る市場動向の把握・検証のための報告</p> <p>⇒サービス卸の利用実態に関して、毎4半期経過後速やかに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①卸契約数の総数 ②卸契約数の都道府県別の分計 ③卸先事業者の数及び名称 ④卸契約数の上位10位までの卸先事業者別の卸契約数を報告 	<p>平成27年5月29日付 平成27年7月31日付 平成27年10月30日付</p>	<p>平成27年5月29日付 平成27年7月31日付 平成27年10月29日付</p>

- サービス卸の提供における「公平性」については、NTT東西と卸先事業者との契約関係における不当な差別的取扱いの有無、具体的には、NTT東西から報告されている主要事業者^(※1)5事業者^(※2)との個別契約、NTT東西と主要事業者以外の卸先事業者との契約における不当な差別的取扱いの有無等を確認。
- また、「適正性」については、NTT東西におけるサービス卸ガイドライン等を踏まえた対応、具体的には、同ガイドラインに規定された「特定卸役務について卸提供事業者が行う行為」として、電気通信事業法上問題となり得る行為の有無等を確認。

	確認内容	確認手法
公平性	主要事業者5事業者との契約内容の公平性	主要事業者5事業者との契約における料金その他の提供条件の確認
	主要事業者以外の卸先事業者との契約内容の公平性	主要事業者以外の卸先事業者による、主要事業者の料金その他の提供条件の確認
適正性	NTT東西におけるサービス卸ガイドライン等を踏まえた対応の適正性	サービス卸ガイドライン等の対応状況の確認

※ 1 主要事業者：サービス卸の料金その他の提供条件に関して、公正競争への影響が大きいことが想定される、以下の要件に該当する卸先事業者を指す。

- ① 移動通信事業者(MNO)
- ② NTT東西の関係事業者のうち電気通信事業の売上高(収益)が総売上高(収益)の過半を占める者
- ③ 卸契約数が50万回線以上である卸先事業者

委員限り



主要事業者との契約における料金その他の提供条件について

○ NTT東西と主要事業者5事業者との個別契約内容の確認を行ったところ、料金その他の提供条件について、主要事業者5事業者の間で金額面や条件面での相違は確認されなかった。

【光コラボレーションモデルに関する契約】

事項	確認結果
規定内容	主要事業者5事業者の間で契約書に規定されている項目や規定内容に相違は認められなかった。
(例) 禁止事項 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> * 卸先事業者が光サービスの再卸を希望する場合は、事前にNTT東西に申出を行うこと。 * 卸先事業者は専ら自社(一定の基準を超える資本関係があるグループ会社など実態として同一の企業と考えられる場合を含む。)での利用を目的に卸サービスを利用することはできないこと。 * 卸先事業者が卸サービスの顧客情報を用いるなどして、意図的に卸サービスから相互接続又はNTT東西以外の設備を用いて提供される競合サービスへの移行を継続・反復に行っている場合は、卸サービスの契約を解除し、違約金を適用すること。

【例：IP通信網サービスに係る提供条件等】

事項	主な提供料金(税別)等	確認結果
提供サービス	フレッツ光ネクスト(ファミリータイプ/マンションタイプ) 委員限り	主要事業者5事業者の間で金額や条件に相違は認められなかった。
提供料金	利用料金(月額)	
	機器利用料(月額)	
	転用手続き費	
	工事費	
提供条件		

【例：セット契約割引・奨励金】

事項	主な提供料金(税別)等	確認結果
セット契約割引		主要事業者5事業者の間で金額や条件に相違は認められなかった。
奨励金		

- 公平性の検証に資するため、総務省において、NTT東西から報告を受けている主要事業者との契約における料金その他の提供条件に係る概要資料を作成し、当該資料の閲覧を希望する卸先事業者の閲覧に供することにより、卸先事業者による契約内容の確認を実施(実施概要は以下のとおり)。
- 閲覧に参加した卸先事業者からは、総務省がNTT東西から報告を受けている料金その他の提供条件と比較して、相違があるとする意見はなかった。
- また、併せて、閲覧に参加した卸先事業者からは主に以下のような観点からの意見や要望があったが、卸先事業者から明確に電気通信事業法上問題となる行為が行われているとの指摘はなかった。
 - － 個々の卸先事業者に対する情報提供のタイミング
 - － ユーザーからの注文を処理するシステムの操作性や利便性
 - － 契約手続における利便性や効率性の向上
 - － NTTにおける小売料金やサービス卸の提供料金の料金設定
 - － NTTとの契約における禁止事項の適用

対象者	NTT東西とNDA(秘密保持契約)を締結し、現にサービス卸を活用したサービスを提供している事業者
選定方法	NTT東西のホームページにおいて「コラボレーション事業者」として公表されている卸先事業者に対して総務省から個別に案内(約200社(10月末時点))
実施時期	平成27年11月中旬(於:総務省)
閲覧者数	57事業者

- サービス卸ガイドラインを踏まえた対応について、NTT東西より、「競争阻害的な料金の設定等」や「提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い」等の電気通信事業法上問題となり得る行為に該当する事実はないことを報告。
- また、行政指導で求めている日本電信電話株式会社等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保^(※1)や卸先事業者に対するサービス卸ガイドラインの周知等^(※2)についても、行政指導に反する行為に該当する事実はないことを報告。
- 総務省において、NTT東西からの報告内容等を確認するとともに、卸先事業者からサービス卸提供の状況を聴取したところ、現時点においては、サービス卸の提供において、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為は直ちに確認されなかった。

※1 日本電信電話株式会社等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保については、以下の①～③のとおり。

- ① 公正有効競争条件(平成4年4月郵政省・日本電信電話株式会社公表)抜粋
:「NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする」
- ② 日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(平成9年郵政省告示第664号)抜粋
:「地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと」
- ③ 情報通信審議会答申(平成26年12月18日情通審第47号)抜粋
:「利用者利益を確保する観点から、サービス卸を提供する場合でも、利用者からの求めがある場合には、少なくとも当分の間はフレッツ光サービスやIP電話サービス等を自ら利用者に提供することが期待される」

※2 NTT東西に対して、全ての卸先事業者に対して、サービス卸ガイドラインに定める電気通信事業法上問題となり得る行為及び消費者保護の充実等の観点から望ましい行為(特に「卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること」の部分)を参照すべきことを明示して、周知することを求めている。

NTT東西におけるガイドラインを踏まえた対応 ②

	ガイドライン該当箇所	総務省の確認結果																						
競争阻害的な料金の設定等	<p>§ 特定卸役務の料金等(工事費、手数料等を含む。)について自己の関係事業者のみを対象とした割引料金を適用することや、問合せ等に対して自己の関係事業者のサービスのみを紹介することなど、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に、同一の提供料金(工事費、手数料等を含む。)、提供条件等が規定されていることを確認するとともに、閲覧手続(本資料P10)においても相違がないことを確認。 ・契約書等に、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱う規定がないことを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。 																						
	<p>§ 特定卸役務の料金等(工事費、手数料等を含む。)について、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような大口割引※1を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に、同一の割引料金、奨励金が適用されていることを確認するとともに、閲覧手続において相違がないことを確認。 																						
	<p>§ 特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定し、又は当該他の電気通信役務の提供を受ける者のみに当該特定卸役務を提供(いわゆるバンドル提供)すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に、特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に双方の役務の料金を区分せずに設定すること及び当該他の役務の提供を受ける者のみに特定卸役務を提供することを認める規定がないことを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。 																						
	<p>§ 特定卸役務の料金について、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコスト※2を下回る料金※3を設定すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一利用者当たりの接続料相当額 < 特定卸役務に係る料金(いずれも平成26年度時点)となっていることを確認。 																						
	<p>§ 特定卸役務の料金等(工事費、手数料等を含む。)について、利用者に対する料金よりも高い料金※3を設定すること。</p> <p>※1 卸提供事業者が卸先事業者に支払う販売促進費等は、「インセンティブ」「コミッション」といった名称によらず、当該卸提供事業者による特定卸役務の料金の割引に該当するものとして取り扱われる場合があることに留意が必要である。すなわち、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような販売インセンティブ等を設定する行為は、ここでいう大口割引に該当し、電気通信事業法上問題となることがある。</p> <p>※2 サービス卸の料金が利用者単位で設定される場合の「適正なコスト」とは、一利用者当たりの接続料相当額を基本とする額とする。</p> <p>※3 ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定卸役務に係る料金 < 利用者に対する料金(いずれも平成26年度時点)となっていることを確認。 ・契約書等に、利用者に対する料金よりも高い提供料金(工事費、手数料等を含む。)が設定されていないことを確認。 <div style="text-align: right; border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">委員限り</div> <table border="1" style="margin-top: 10px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>接続料相当額注1</th> <th>卸料金</th> <th>利用者料金注2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">戸建</td> <td style="text-align: center;">NTT東</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">NTT西</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">集合</td> <td style="text-align: center;">NTT東</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">NTT西</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 平成26年度接続料(主端末回線等)を、NTT東西の平均収容率で除し、分岐端末回線接続料、回線管理運営費等を加算したもの。</p> <p>注2 フレッツ光ネクストの代表的な割引を適用した料金</p>			接続料相当額注1	卸料金	利用者料金注2	戸建	NTT東				NTT西				集合	NTT東				NTT西		
		接続料相当額注1	卸料金	利用者料金注2																				
戸建	NTT東																							
	NTT西																							
集合	NTT東																							
	NTT西																							

ガイドライン該当箇所		総務省の確認結果
提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い	§ 特定卸役務の提供手続及び提供までの期間について、自己の関係事業者に比べて提供時期を遅らせるなど合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定卸役務の提供手続については「光コラボレーションモデルの提供条件等について」に規定・公表(平成26年10月NTT東西)されていることを確認。 ・契約書等に、契約の開始・解除に係る規定について異なる条件等が設けられていないことを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。
技術的条件に係る不当な差別的取扱い	§ 特定卸役務に係る技術的条件(設備を接続する場合の接続箇所における技術的条件や受付システムの技術的使用等)について、合理的理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定卸役務に係る技術的条件(設備を接続する場合の接続箇所における技術的条件や受付システムの技術的使用等)については「IP通信網サービス契約約款及び技術的参考資料(IP通信網サービスのインターフェース-フレッツシリーズ-)」に規定・公表されていることを確認。 ・卸先事業者に対して、同一の注文申込受付システムによる特定卸役務の申込、同一の故障申込受付システムによる故障申告を認めていることを確認。 ・契約書等に、特定卸役務に係る技術的条件について、合理的な理由なく卸先事業者によって差別的に取り扱うことを認める規定・条件が設けられていないことを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。
サービス仕様に係る不当な差別的取扱い	§ 特定卸役務のサービス仕様について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に、卸先事業者が承諾なく特定卸役務の再卸を禁止する規定が設けられていることを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。 ・契約書等において、商標の使用に係る条件に差が生じていないことを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。
競争阻害的な情報収集	§ 特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者の事業計画等(利用者料金の水準や料金体系、一体として提供しようとするサービスなど)の内容を合理的な理由なく聴取すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に、NTT東西が必要と認める場合及び卸先事業者の契約の履行状況に疑義が生じた場合に限り、資料提出や卸先事業者の事業所等の調査を行うなど、情報収集に一定の条件を設けていることを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われていないことを確認。 ・NTT東西における社内研修において、サービス卸ガイドラインの内容についても周知を図るとともに、競争阻害的な情報収集を実施しないよう指導していることを確認。

ガイドライン該当箇所	総務省の確認結果
<p>情報の目的外利用</p>	<p>§ 特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報を、合理的な理由なく、自己又は自己の関係事業者の営業目的など、その用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。</p>
<p>情報提供に係る不当な差別的取扱い</p>	<p>§ 自己又は自己の関係者を通じて提供される特定卸役務に係る情報の内容及び質や、当該情報の提供の時期等について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p>
<p>業務に関する不当な規律・干渉</p>	<p>§ 特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者に対して、特定卸役務を利用して提供される役務から接続を利用して提供される役務へと利用者を移転させることを不当に制限すること、又は合理的な理由なく特定卸役務を利用しない他の役務提供の取扱いをさせないことなど、合理的な理由なく、卸先事業者のサービス提供を制限すること。</p>
<p>業務の受託に係る不当な差別的取扱い</p>	<p>§ 特定卸役務に関する料金請求・回収代行業務等の受託に関して、コスト、業務内容、販売数量等の条件が同様であるにもかかわらず、自己の関係事業者から徴収する手数料に比べて他の電気通信事業者から徴収する手数料を高く設定する、又は受託業務の提供時期を遅らせるなど、合理的な理由なく、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすること。</p>

・契約書等に、営業上・技術上の機密情報を相手方の事前承諾なしに第三者に提供しないこと、契約の履行の目的以外には利用しないことが規定されていることを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。

・NTT東西における社内研修において、サービス卸ガイドラインの内容についても周知を図るとともに、特定卸役務の業務に従事する社員に対して、特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報を合理的な理由なく目的外に利用することがないよう指導していることを確認。

・業務監査等において、特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報管理の実施状況の確認も行っていることを確認。

・卸先事業者への情報提供について、一斉メールによる周知や卸先事業者が閲覧可能なポータルサイトにおける情報、FAQ等の公開を行っていることを確認。

・NTT東西における社内研修において、サービス卸ガイドラインの内容についても周知を図るとともに、特定卸役務の業務に従事する社員に対して、特定卸役務に係る情報提供に際し、不当な差別的取扱いをしないよう指導していることを確認。

・契約書等に、卸先事業者の業務へ合理的な理由なく規律・干渉することを認める規定・条件が設けられていないことを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。

・NTT東西における社内研修において、サービス卸ガイドラインの内容についても周知を図るとともに、特定卸役務の業務に従事する社員に対して、特定卸役務に係る情報提供に際し、卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉を行わないよう指導していることを確認。

・料金請求・回収代行等の受託に関しては、受託する業務の内容・業務量が同様である場合は、同一料金で提供していることを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。

・特定卸役務の業務に従事する社員に対して、業務受託に係る不当な差別的取扱いを行わないよう指導していることを確認。

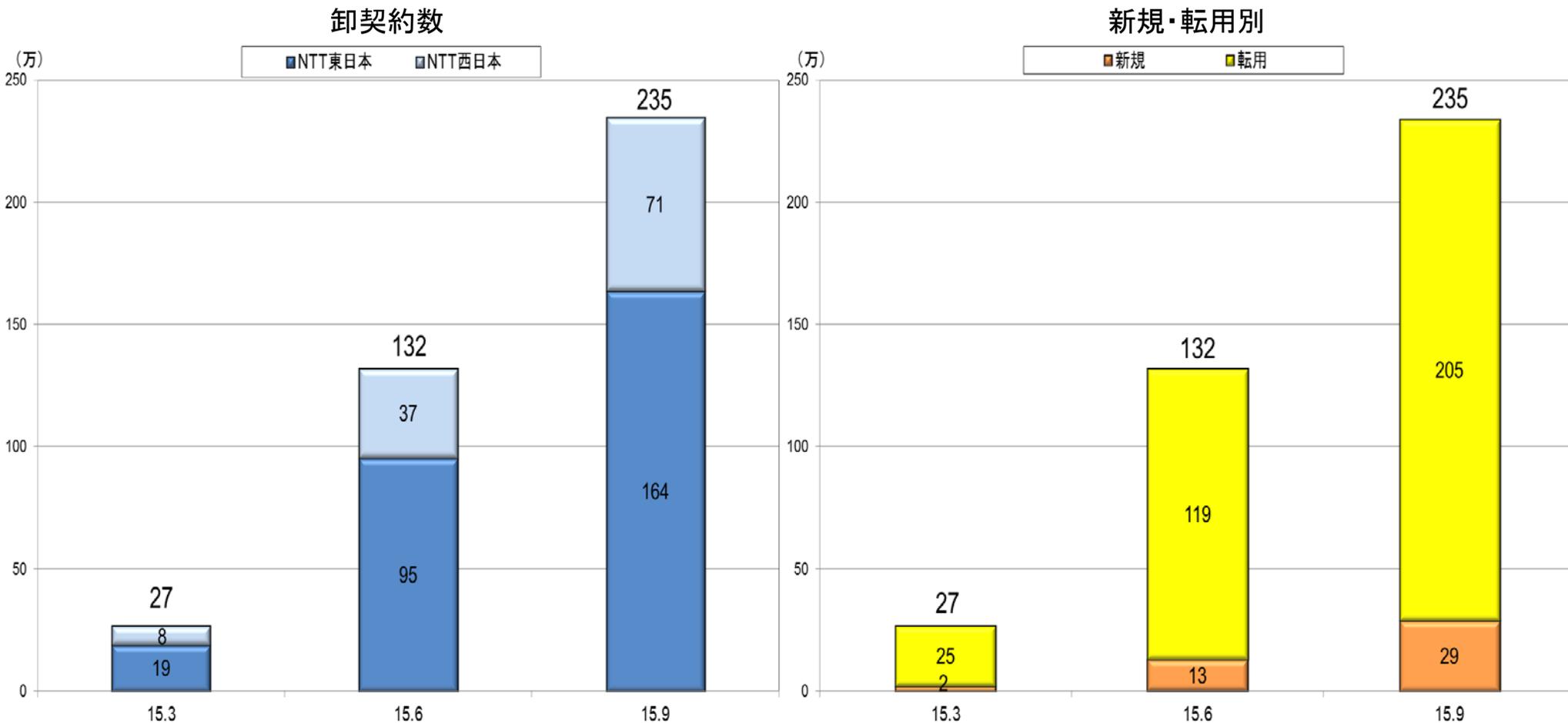
3 光回線の卸売サービスに係る市場動向

- 本年2月の行政指導に基づき、NTT東西からは、4半期ごとの①卸契約数の総数、②卸契約数の都道府県別の分計、③卸先事業者の数及び名称、④卸契約数の上位10位までの卸先業者別の卸契約数について、本年9月末までの報告を受けている。
- また、電気通信事業報告規則に基づき、該当する電気通信事業者から、4半期ごとのFTTHアクセスサービスやCATVアクセスサービスの契約数等について、本年9月末までの報告を受けている。
- 今般、「光回線の卸売サービスに係る市場動向」については、総務省においてNTT東西からの報告内容をベースとして、電気通信事業報告規則に基づく報告内容等も加味した形で整理したもの。

サービス卸の卸契約数

- サービス卸の卸契約数は、**NTT東西合計**で**235万**(2015年9月末)。
- NTT東西の別では、NTT西日本に比べ、NTT東日本が提供する卸契約数の方が大きく、全契約数の約70%を占めている。
- 新規の契約数も徐々に増えているものの、**全契約数の約87%は転用***によるものとなっている。

※転用:「フレッツ光」を利用中のユーザーが電話番号等を変更することなく卸先事業者の提供するサービスに切り替えること



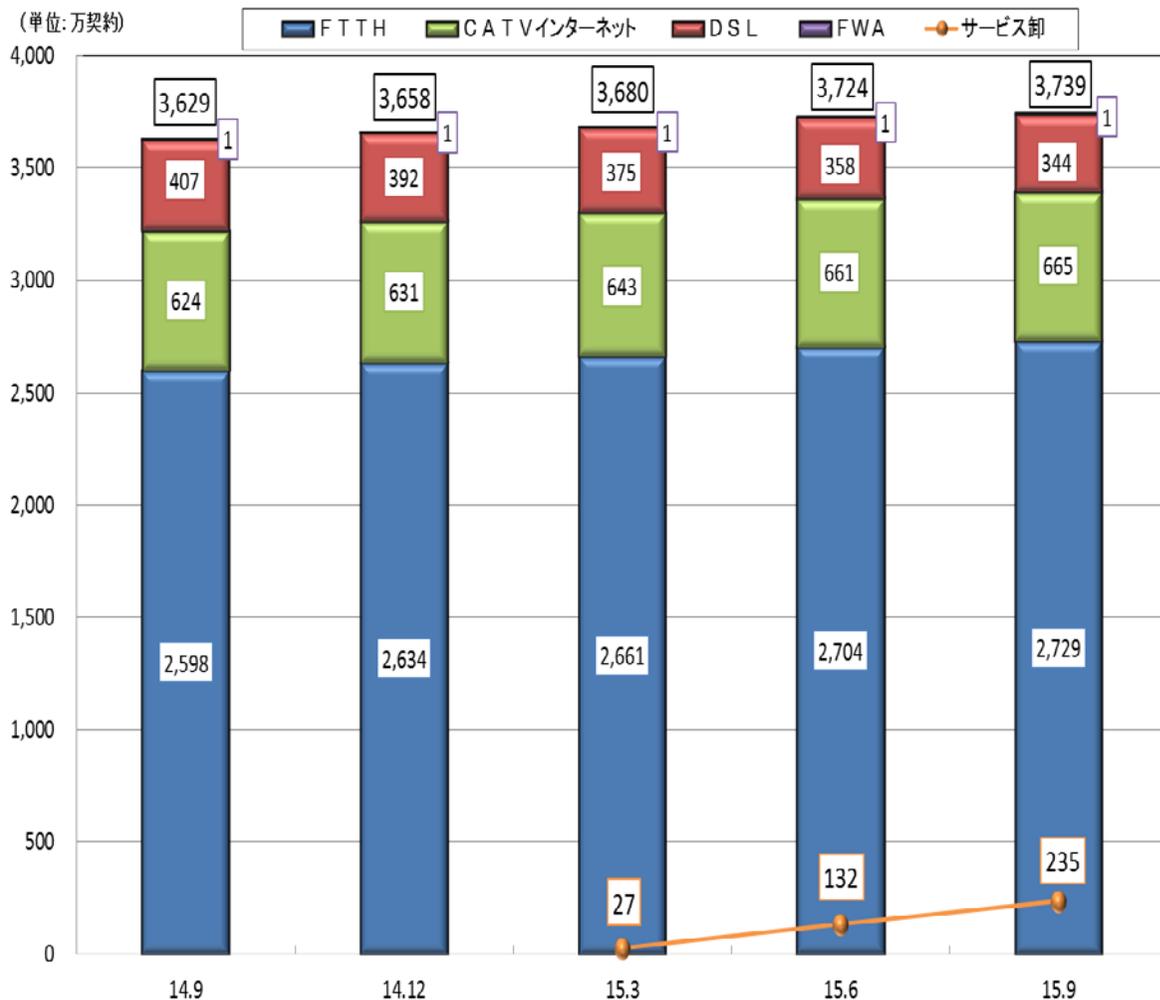
(注) 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値等が一致しない場合がある。

出所:NTT東西報告及びNTT決算資料

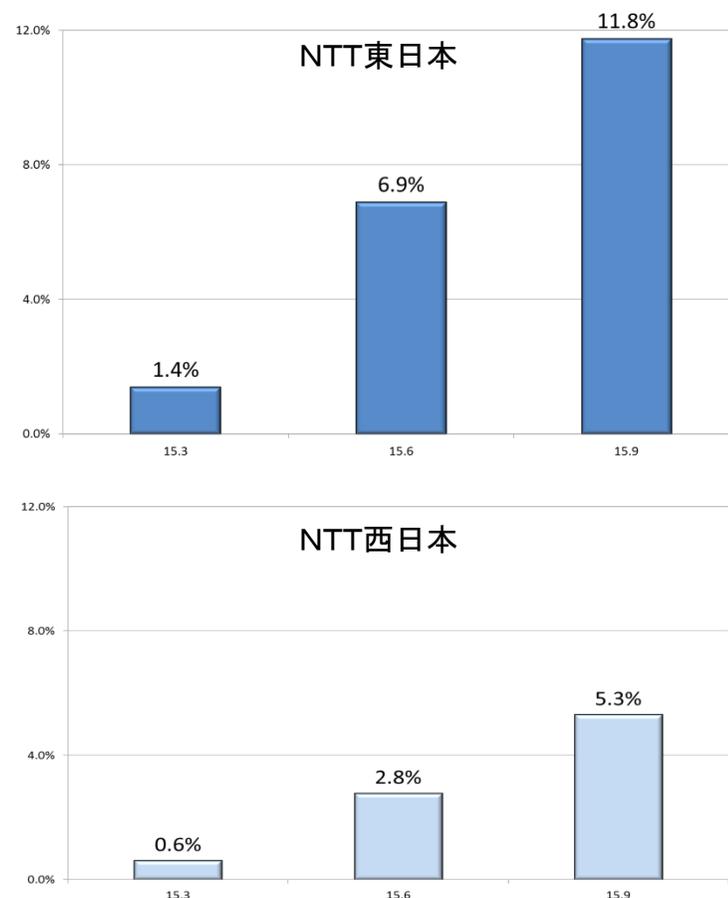
固定系ブロードバンドサービスの契約数

- 固定系ブロードバンドサービス^(※)の契約数は**3,739万**（前期比+0.4%）と**増加傾向を維持**している（2015年9月末）。
- FTTHの契約数は**2,729万**（前期比+0.9%）に増加し、固定系ブロードバンド契約数全体の**73.0%**（前期比+0.4ポイント）。
- FTTHの契約数全体におけるサービス卸の卸契約数の割合は**8.6%**。NTT東西の別では、NTT東日本が11.8%、NTT西日本が5.3%となっている。

(※) FTTHアクセスサービス、DSLアクセスサービス、CATVアクセスサービス及びFWAアクセスサービスの合計



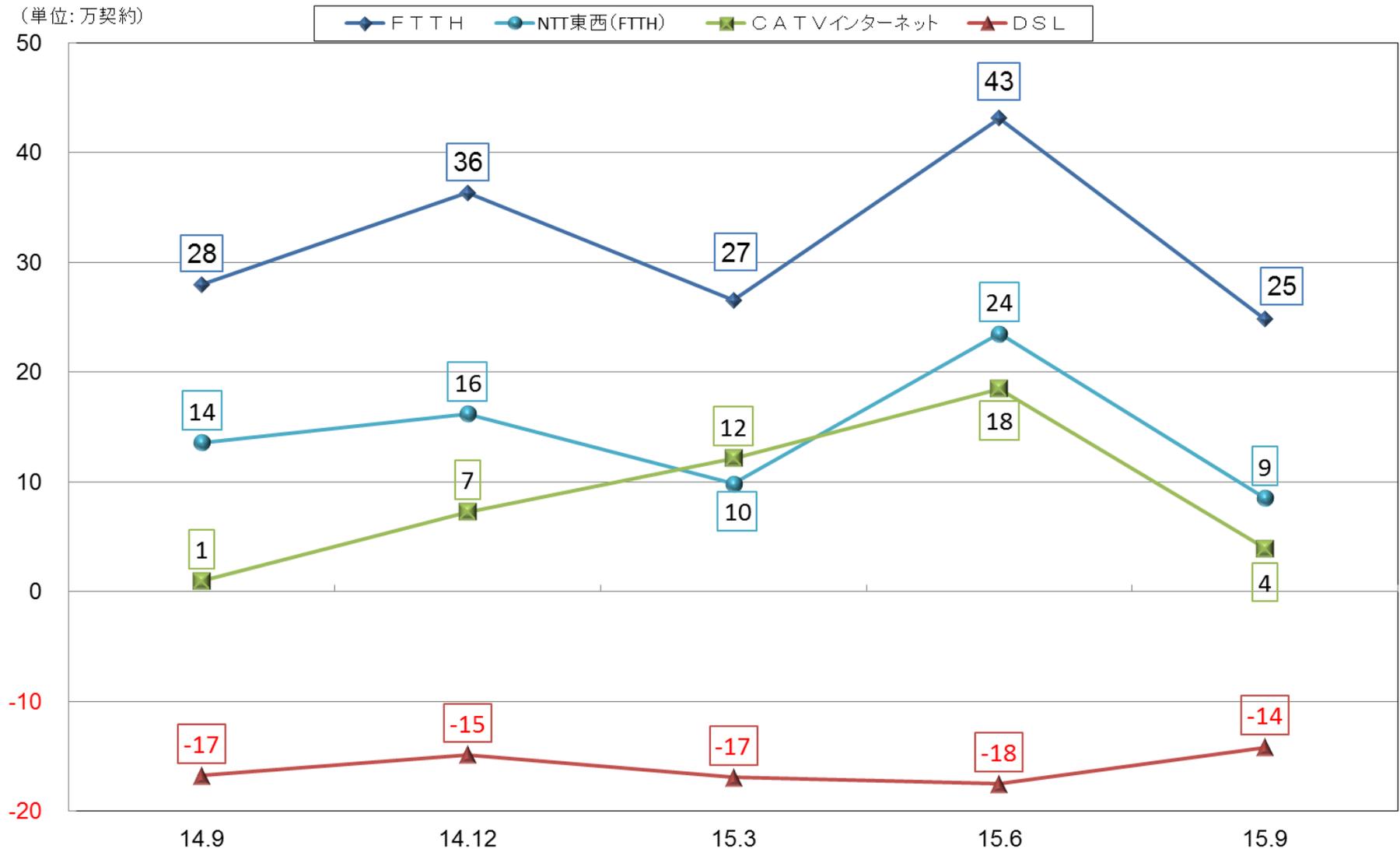
FTTHにおける卸契約数比率(NTT東西別)



出所: NTT決算資料及び電気通信事業報告規則に基づく報告

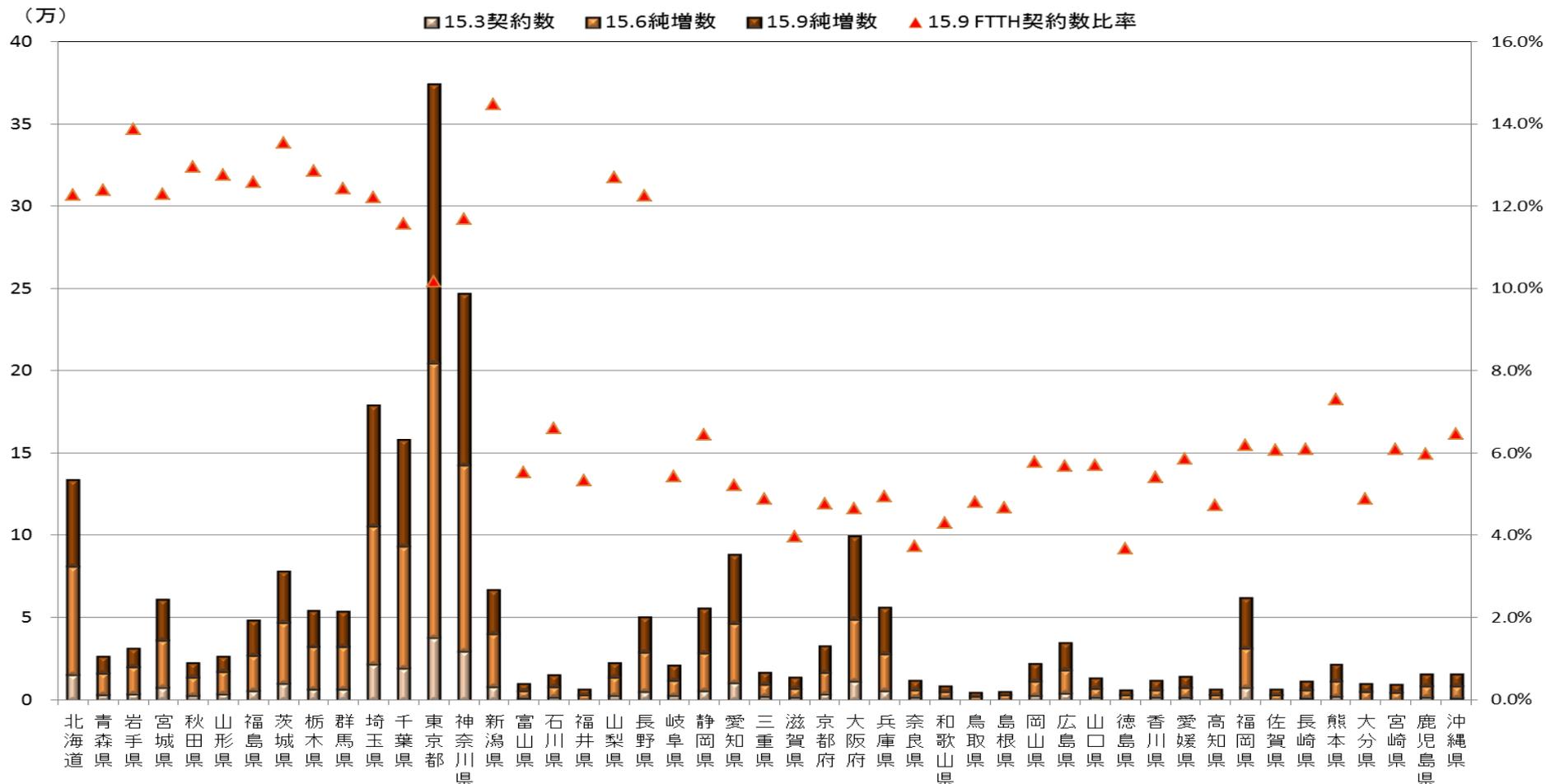
固定系ブロードバンドサービスの純増減数

- DSLは毎四半期で約16万程度の純減が継続している一方、FTTH及びCATVインターネットは純増を維持している。
- 直近の四半期(2015年7月～9月)では、FTTH・CATVインターネットともに純増数が減少している。



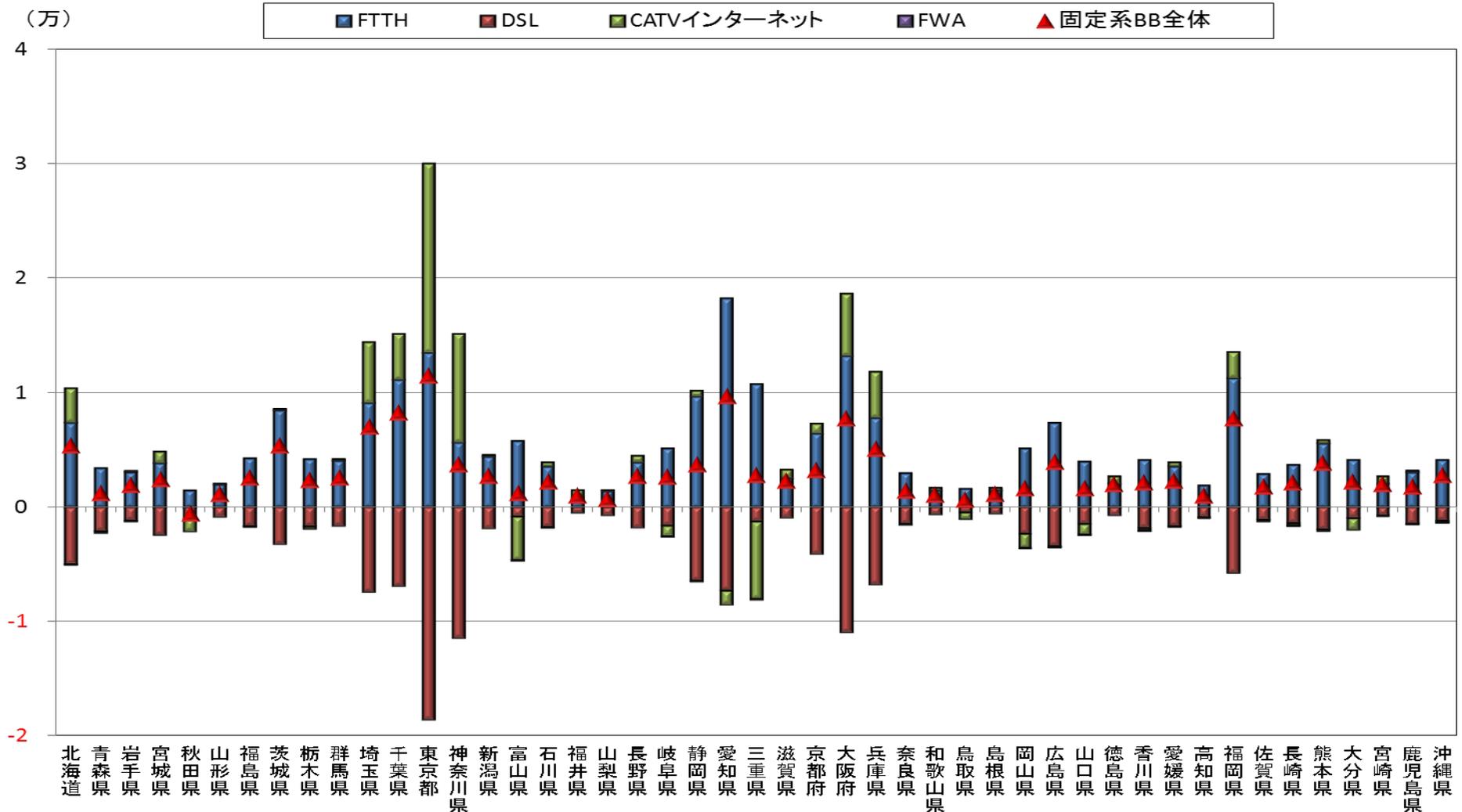
サービス卸の卸契約数(都道府県別)

- 都道府県別の卸契約数は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及び北海道が10万契約を超えており、NTT東日本の卸契約数を押し上げていることがうかがえる。
- 西日本においては、大阪府及び愛知県の卸契約数が大きいものの、全体として低い水準に留まっている。
- 都道府県別のFTTHの契約数におけるサービス卸の卸契約数の割合は、**東日本地域においては全ての県で10%を超えている一方、西日本地域では概ね5%程度**となっている。



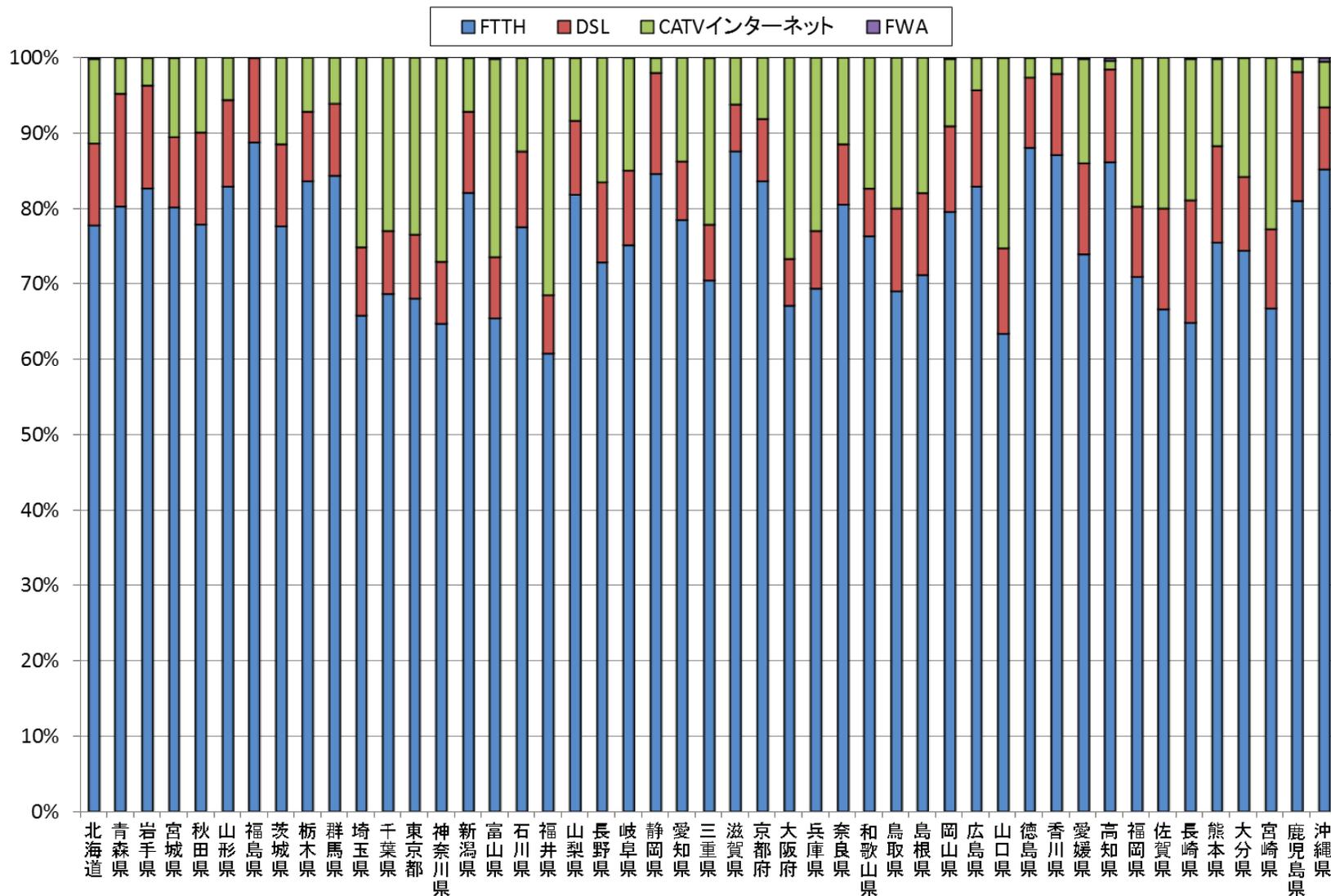
固定系ブロードバンドサービスの純増減数(都道府県別)

- 全ての都道府県において、**DSLが減少**しているものの、**FTTHが増加**している(対前期比)。
- CATVインターネットは19の県で減少しているものの、**東京都及び神奈川県**においては**CATVインターネットの純増数がFTTHの純増数を上回っている**。



(参考) 固定系ブロードバンドサービスの契約数内訳(都道府県別)

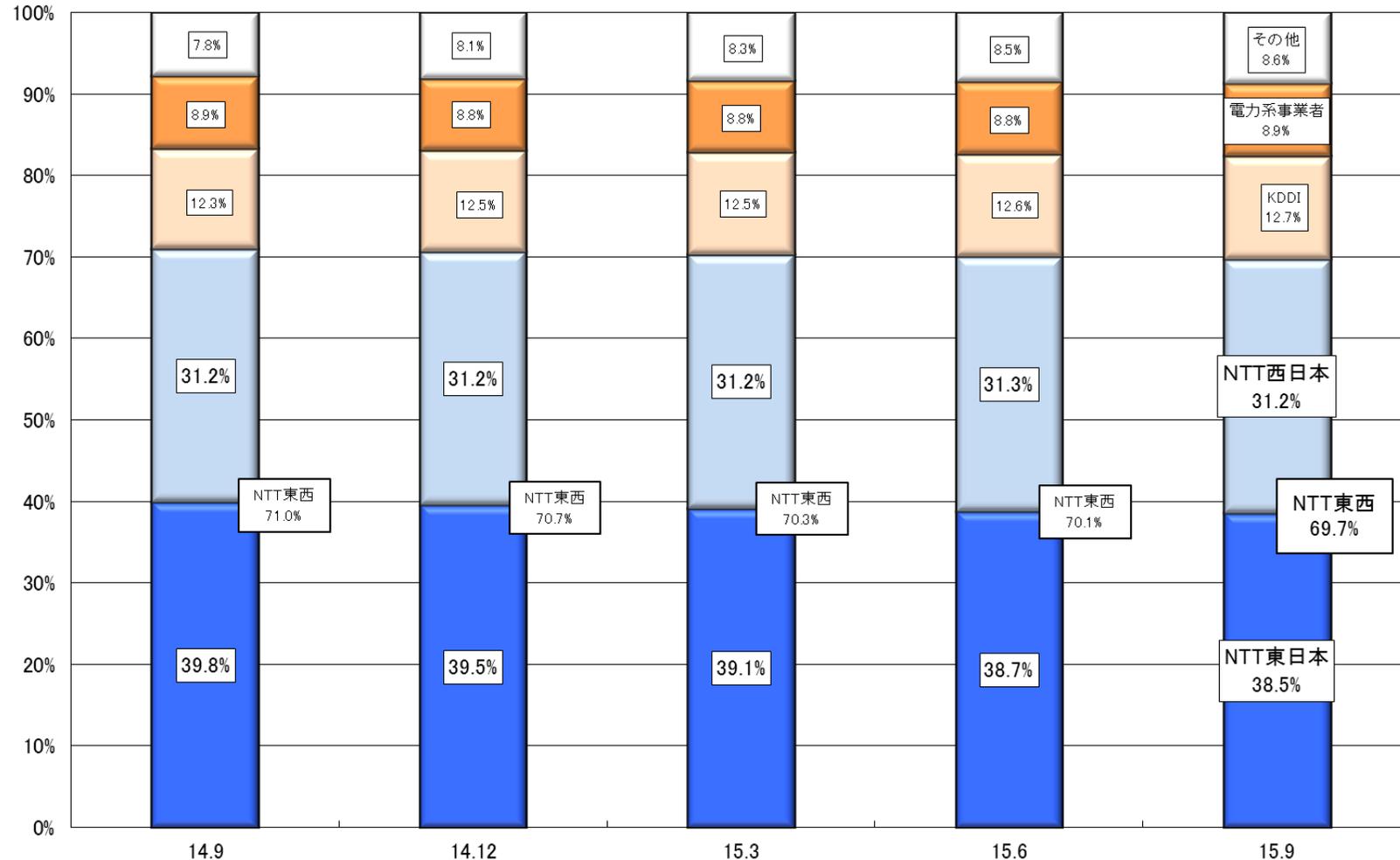
● 都道府県別の固定系ブロードバンドサービスの契約数内訳は、**全ての都道府県**でFTTHが**60%以上**であり、19府県においては、FTTHが80%を超えている(2015年9月末)。



出所: 電気通信事業報告規則に基づく報告

FTTHの契約数における事業者シェア

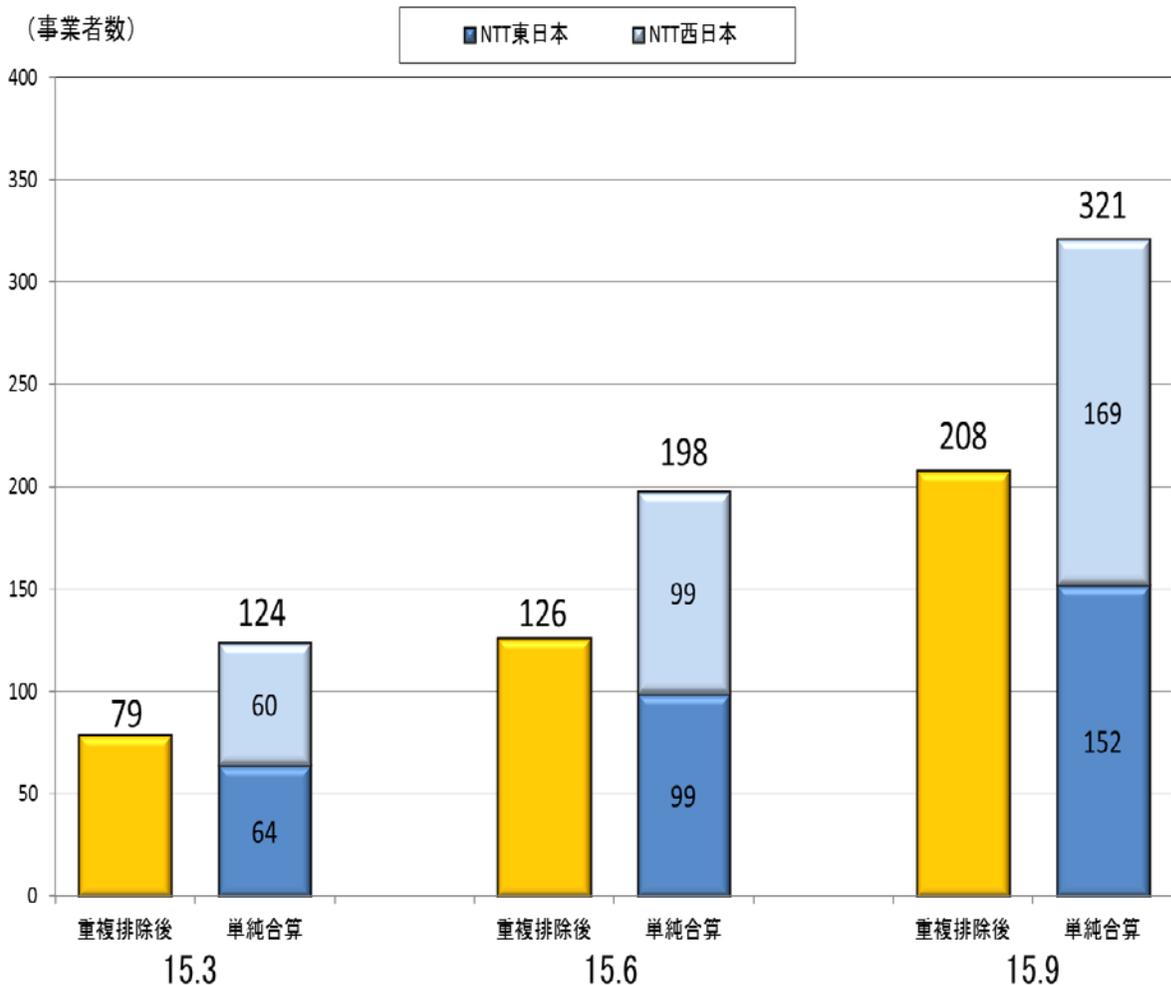
- FTTH全体の契約数は増加している中、NTT東西のシェアは**69.7%**(前期比▲0.3ポイント)と**減少傾向**が続いている(2015年9月末)。
- KDDIのシェアは**12.7%**(前期比+0.1ポイント)で増加傾向を維持し、電力系事業者のシェアは**8.9%**(前期比+0.1ポイント)とほぼ横ばいで推移している。



(注1) KDDIのシェアには、KDDI、沖縄セルラー、J:COMグループ及びCTCが含まれる。
 (注2) 電力系事業者のシェアには、ケイ・オプティコム、九州通信ネットワーク、ファミリーネット・ジャパン、STNet及びエネルギア・コミュニケーションズが含まれる。 出所:電気通信事業報告規則に基づく報告

サービス卸の卸先事業者数

- 卸先事業者数は、NTT東西の両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者の**重複を排除した場合**では**208者**。重複を排除しない**単純合算の場合**では**321者**(2015年9月末)。
- 卸先事業者の**半数以上(113者)**が、NTT東西の両者から卸電気通信役務の提供を受けている。
- NTT東西の別では、概ね同数程度の事業者数で推移している。



(参考)事業者の分類(主な業種による分類)

- MNO : 2者
- CATV事業者 : 36者
- ISP・MVNO事業者 : 139者
- その他事業者 : 31者

(参考) 卸先事業者一覧

- 卸先事業者(重複排除)の208者のうち、**NTT東西の両者**から卸電気通信役務の提供を受けている事業者は**113者**、**NTT東日本のみの**事業者は**39者**、**NTT西日本のみの**事業者は**56者**。

NTT東西(113者)

D.U-NET株式会社	株式会社Hi-Bit	株式会社コアラ	株式会社朝日ネット
ITX株式会社	株式会社IJグローバルソリューションズ	株式会社コベル	株式会社電算システム
NDS株式会社	株式会社IMS	株式会社サンロフト	株式会社東名
NECネクサソリューションズ株式会社	株式会社NEXT BB	株式会社ジェイシーエス	株式会社日立システムズ
アトラスデザインワークス株式会社	株式会社No.1	株式会社ジェネス	株式会社富士通システムズアプリケーション &サポート
アライドテレシス株式会社	株式会社NTTドコモ	株式会社シグナル	株式会社明伸通信
アルテリア・ネットワークス株式会社	株式会社NTTぷらら	株式会社スーパーリージョナル	丸紅テレコム株式会社
エキサイト株式会社	株式会社T-MEDIAホールディングス	株式会社スピーディア	総合警備保障株式会社
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	株式会社TOKAIコミュニケーションズ	株式会社セキュリティエージェント	東芝テックソリューションサービス株式会社
サクサ株式会社	株式会社U-NEXT	株式会社つうけんアドバンスシステムズ	東日本チエスコム株式会社
ジェットインターネット株式会社	株式会社YoutH	株式会社ティーガイア	那須インフォネット株式会社
ジャパンケーブルキャスト株式会社	株式会社アーツネットワーク	株式会社テレ・マーカー	日本メディアシステム株式会社
スターティア株式会社	株式会社アイエフネット	株式会社テレコムメディア	日本電気株式会社
スターネット株式会社	株式会社アイキューブ・マーケティング	株式会社トップ	富士通株式会社
ソネットビジネスアソシエイツ株式会社	株式会社アイティフォー	株式会社ドリーム・トレイン・インターネット	
ソネット株式会社	株式会社アシストソリューションズ	株式会社ネスク	
ソフトバンク株式会社	株式会社アステック	株式会社ノーバス	
ナカヨ電子サービス株式会社	株式会社アルパス	株式会社ハイホー	
ニフティ株式会社	株式会社イーエムアイ	株式会社ピーシーデポコーポレーション	
ビッグロブ株式会社	株式会社イージェーワークス	株式会社ヒト・コミュニケーションズ	
フィード株式会社	株式会社インターネットイニシアティブ	株式会社フォーバルテレコム	
メディアウェイブシステムズ株式会社	株式会社インテック	株式会社フォトロン	
メディアサプライ・インターナショナル株式会社	株式会社エディオン	株式会社フローラウトジャパン	
ユニアデックス株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社ベネフィットジャパン	
ラディックス株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ	株式会社ホワイトサポート	
リコージャパン株式会社	株式会社エフティコミュニケーションズ	株式会社ミツウロコ	
レカム株式会社	株式会社エム・エム・ピー・ジー総研	株式会社みらい町内会	
沖電気工業株式会社	株式会社オフィス24	株式会社ラネット	
株式会社DEX	株式会社グローバルネットコア	株式会社ルーク	
株式会社G. I. N	株式会社ケンペアー	株式会社大塚商会	

(注) 非公開となっている事業者については事業者名を掲載していないため、記載の事業者名の合計と事業者数は一致しない。

NTT東日本のみ(39者)

NECネットエスアイ株式会社
YOUテレビ株式会社
アジルネットワークス株式会社
エルシーブイ株式会社
キューアンドエー株式会社
ソフトイーサ株式会社
ニューデジタルケーブル株式会社
ビーズ情報サービス株式会社
リバーシティ・ケーブルテレビ株式会社
一般社団法人なのはなシニアサポート
宇都宮ケーブルテレビ株式会社
株式会社Brave International
株式会社PRESIDE
株式会社アイ・コミュニケーション
株式会社アイティーエム
株式会社アイテック
株式会社イースト・コミュニケーションズ
株式会社いちにはらコミュニティー・ネットワーク・テレビ
株式会社エヌ・シー・ティ
株式会社エヌディエス
株式会社ケーブルテレビ山形
株式会社サンオーコミュニケーションズ
株式会社サンライズシステムズ
株式会社シーファイブ
株式会社シグマライン
株式会社ジンオフィスサービス
株式会社ルートシステム
株式会社秋田ケーブルテレビ
株式会社上田ケーブルビジョン

株式会社新潟通信サービス
株式会社帯広シティーケーブル
株式会社飯田ケーブルテレビ
岩崎通信機株式会社
厚木伊勢原ケーブルネットワーク株式会社
大栄電子株式会社
有限会社 銀座堂
有限会社ヒーローネット

NTT西日本のみ(56者)

あくびコミュニケーションズ株式会社
アジルクラウド株式会社
アドバンステクノロジー株式会社
アルファコミュニケーションズ株式会社
キンキテレコム株式会社
クリエイティブリンク株式会社
スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社
ティエラーク株式会社
トータルコミュニケーションズ株式会社
トラムシステム株式会社
ミテネインターネット株式会社
株式会社Gleaner
株式会社NTS通信サービス
株式会社TOKAIケーブルネットワーク
株式会社アイディアス
株式会社アイテム
株式会社アットアイ
株式会社アミックスコム
株式会社オリンポス
株式会社グッドコミュニケーションズ
株式会社クロガネコミュニケーションズ
株式会社ケーブルテレビジョン島原
株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸
株式会社コメットウェブ
株式会社サイバーウェイブジャパン
株式会社ティエイエムインターネットサービス
株式会社トコちゃんねる静岡
株式会社ドリームフォース
株式会社ニイカワポータル
株式会社ハートネットワーク
株式会社バトラーズ

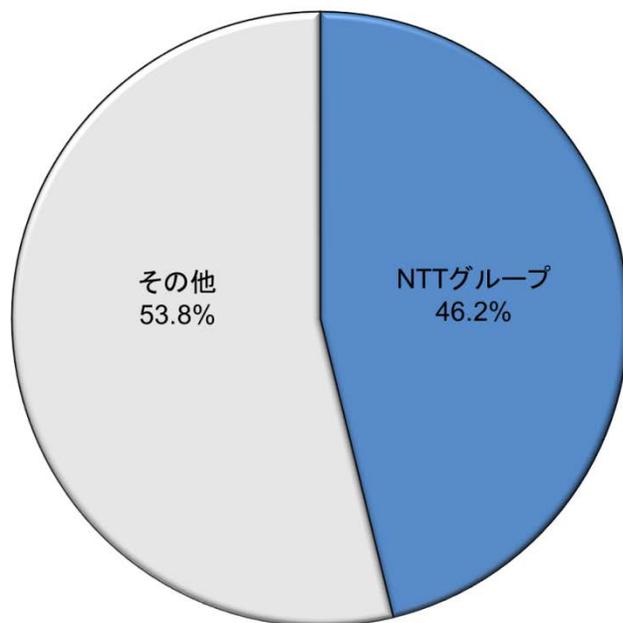
株式会社ブルーワイヤー
株式会社ふれあいチャンネル
株式会社ミライク
株式会社ミライコミュニケーションネットワーク
株式会社倉敷ケーブルテレビ
関西ブロードバンド株式会社
宮古テレビ株式会社
近畿コンピュータサービス株式会社
高岡ケーブルネットワーク株式会社
住宅設備アシスト株式会社
西尾張シーエーティーヴィ株式会社
石見銀山テレビ放送株式会社
南九州ケーブルテレビネット株式会社
日本中央テレビ株式会社
有限会社 ウィル
有限会社竜王メディアセンター

(注) 非公開となっている事業者については事業者名を掲載していないため、記載の事業者名の合計と事業者数は一致しない。

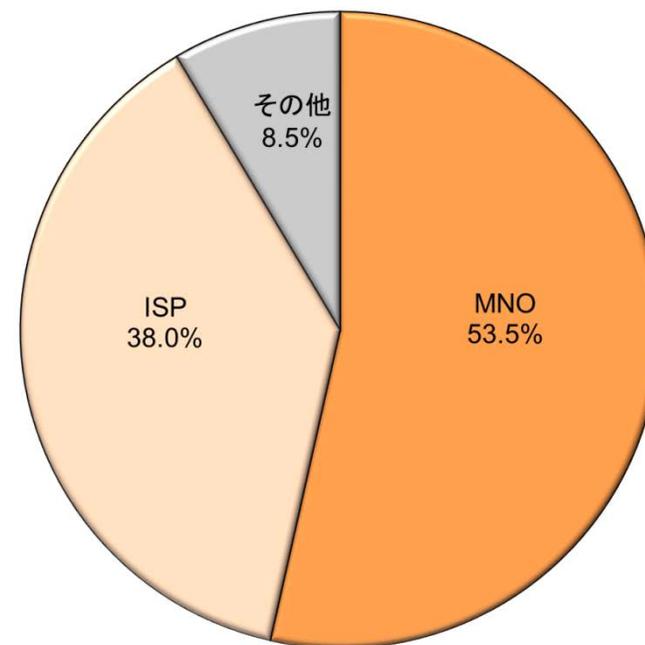
- 卸契約数全体におけるNTTグループ※の卸契約数の割合は**46.2%**(2015年9月末)。
- 事業者形態別では、**MNOが53.5%**と過半を超え、次いで**ISPが38.0%**となっている。
- MNO及びISP(MVNOサービスを提供)は、**移動系通信サービスとのセット販売・セット割引**を実施している場合が多く、契約者の獲得につながっていると考えられる。

(※)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、NTTぷららが該当

NTTグループ



事業者形態別

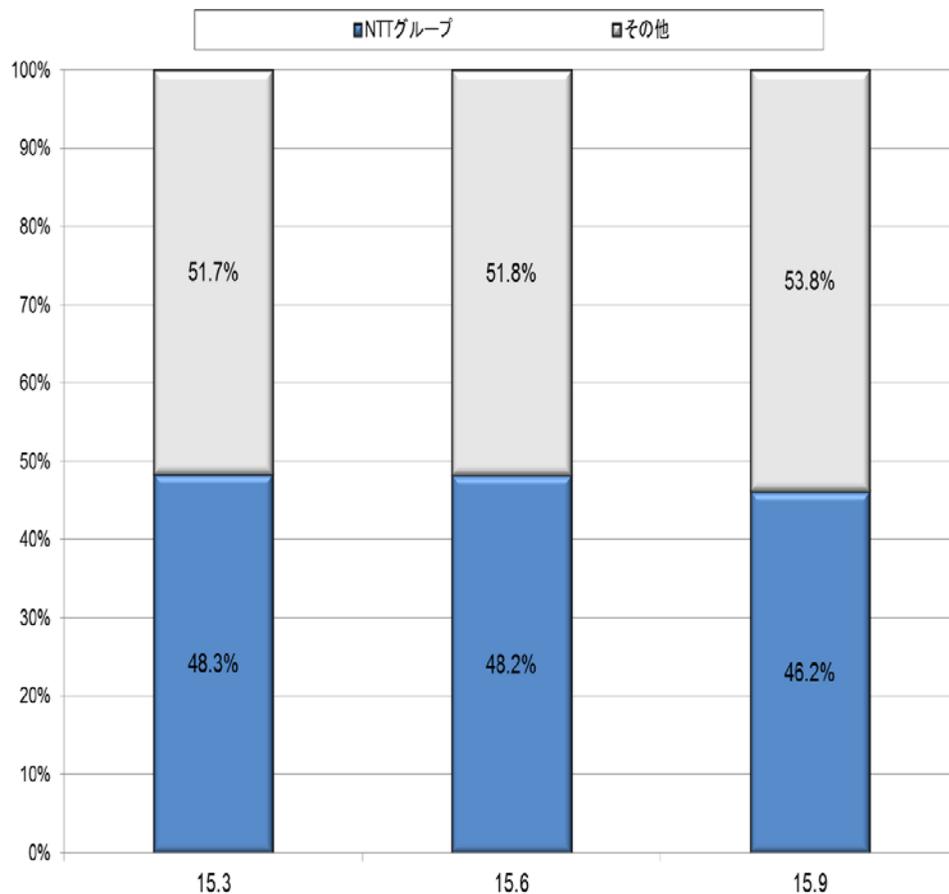


(注) 「卸契約数の総数」及び「卸契約数の上位10位までの卸先事業者別の卸契約数」に基づいて作成しているため、「その他」に分類される事業者においてもNTTグループ、ISPに該当する事業者は存在する。

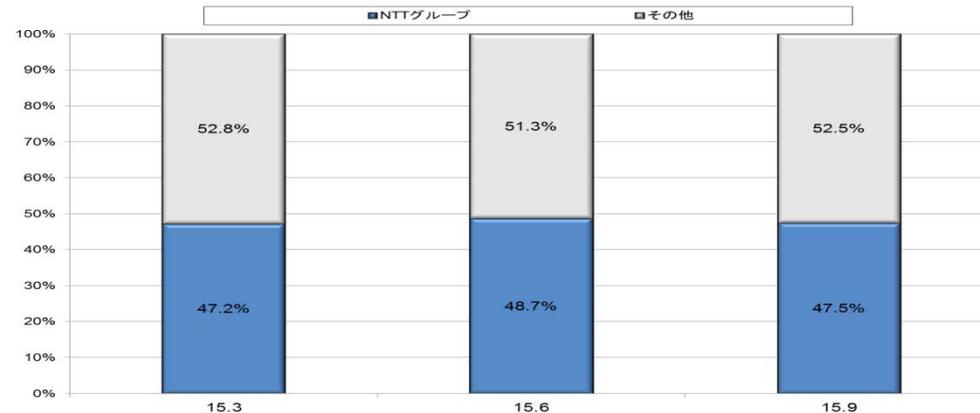
卸契約数におけるNTTグループのシェア

● 卸契約数全体におけるNTTグループのシェアは**減少傾向**にあるものの、NTT東西ともに**40%以上**で推移している。

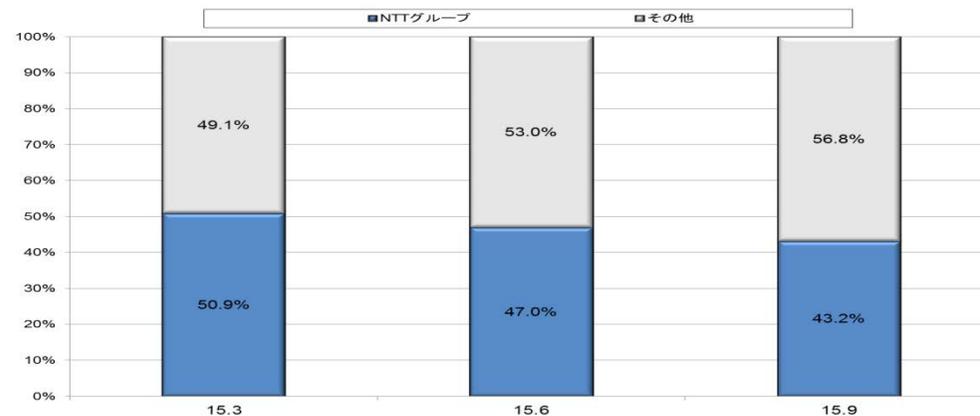
NTT東西全体



NTT東日本



NTT西日本

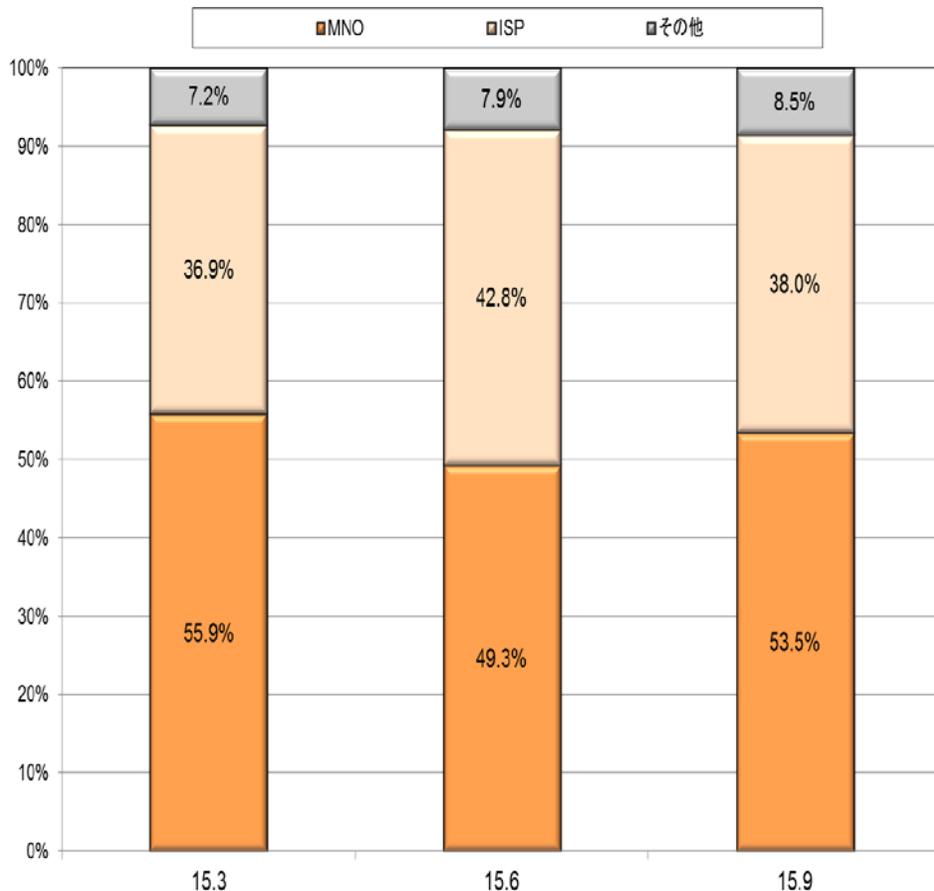


(注) 「卸契約数の総数」及び「卸契約数の上位10位までの卸先事業者別の卸契約数」に基づいて作成しているため、「その他」に分類される事業者においても「NTTグループ」に該当する事業者は存在する。

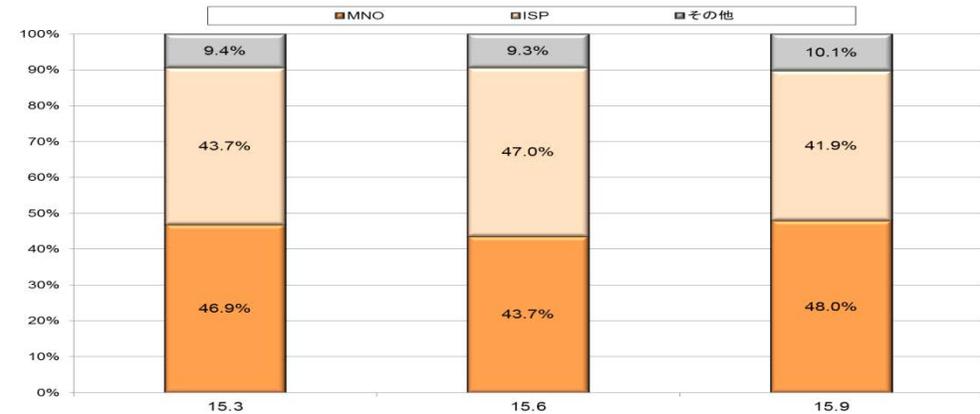
卸契約数における事業者形態別シェア

- 卸契約数における事業者形態別シェアは、MNO及びISPを合わせ90%以上で推移している。
- 直近の四半期(2015年7月～9月)では、MNOのシェアが増加に転じ、NTT東西全体でみると過半を超えている。
- NTT東西の別では、NTT東日本はISPのシェアも高く、MNOとともに40%以上で推移し、NTT西日本はMNOのシェアが高く60%以上で推移している。

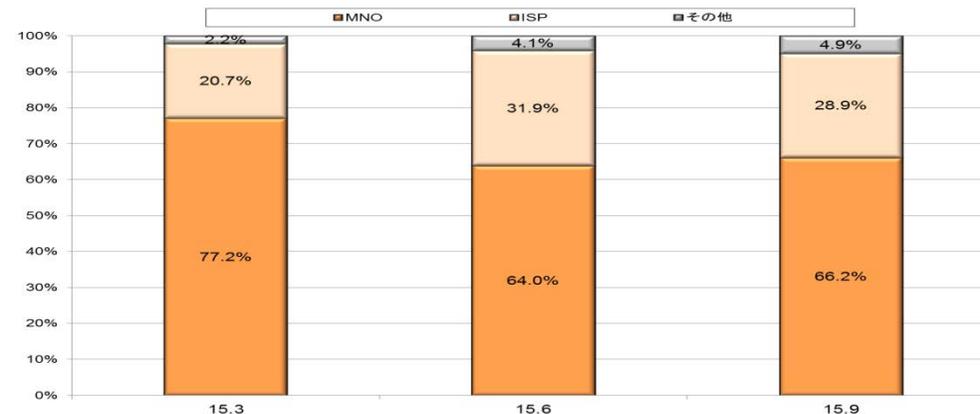
NTT東西全体



NTT東日本



NTT西日本



(注) 「卸契約数の総数」及び「卸契約数の上位10位までの卸先事業者別の卸契約数」に基づいて作成しているため、「その他」に分類される事業者においてもISPに該当する事業者は存在する。

(参考) 卸先事業者の提供サービス例

(2015年12月1日現在)

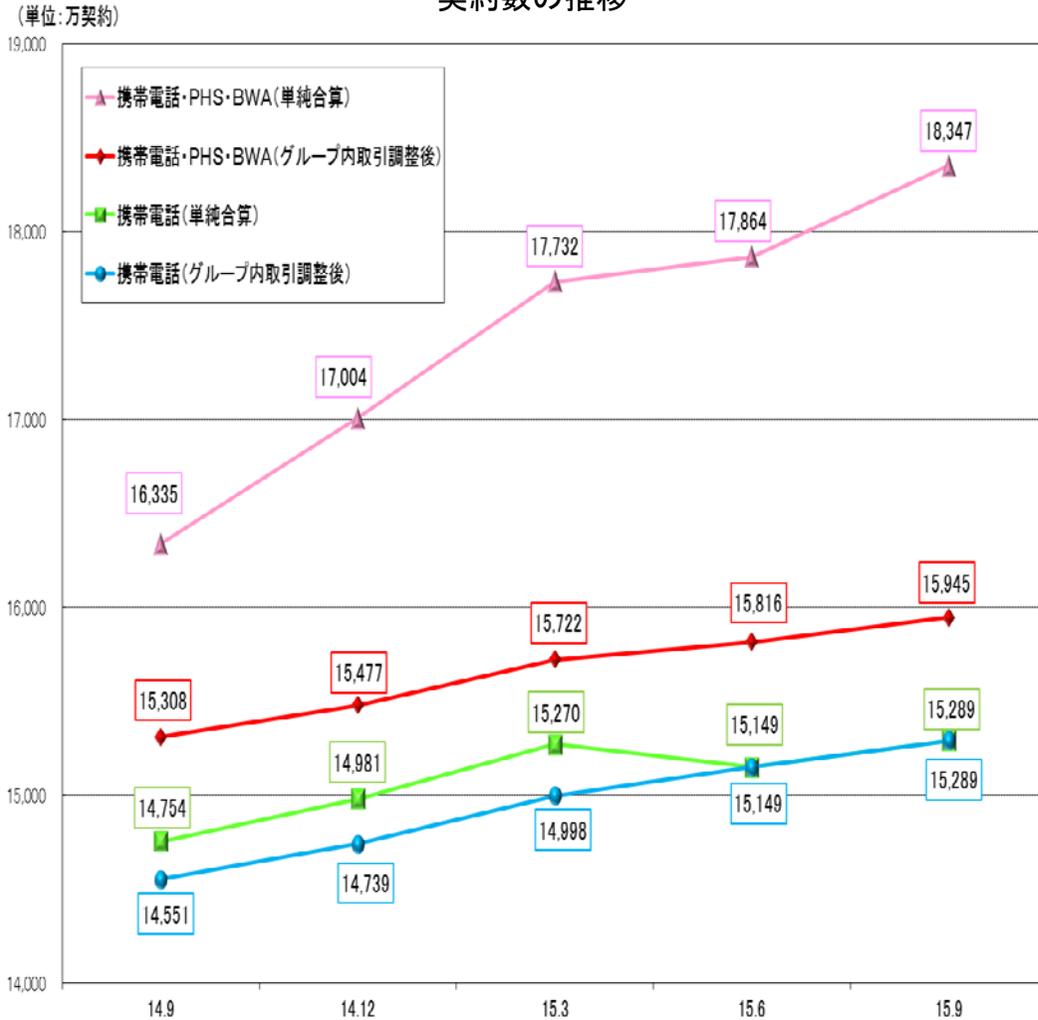
	事業者名	サービス名	光回線料金	概要
MNO	NTTドコモ	ドコモ光	5,200円 <small>(ISP料金一体型(タイプA))</small>	<ul style="list-style-type: none"> モバイルと光回線のセット販売 モバイルとのセットで、セット料金を最大3,200円引き
			5,400円 <small>(ISP料金一体型(タイプB))</small>	
	ソフトバンク	SoftBank光	5,200円	<ul style="list-style-type: none"> モバイルと光回線のセット販売 モバイルとのセットで、モバイル料金を最大2,000円(税込)引き
ISP	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ	OCN 光	5,100円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 MVNOとのセットで、モバイル料金を200円引き
	NTTぷらら	ぷらら光	4,800円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 ひかりTVとのセットで、ひかりTVを1,600円引き MVNOとのセットで、セット料金を200円引き
	インターネットイニシアティブ (IIJ)	IIJmioひかり	4,960円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 MVNOとのセットで、セット料金を600円引き
	ソネット	So-net光 コラボレーション	5,200円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 auスマホ等とのセットで、モバイル料金を最大1,200円引き
	TOKAIコミュニケーションズ	@T COMヒカリ	5,100円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 MVNOとのセットで、モバイル料金を最大300円引き
	ニフティ	@nifty光	5,200円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 auスマホ等とのセットで、光回線料金を最大1,200円引き
	ビッグロープ	ビッグロープ光	5,180円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 MVNOとのセットで、モバイル料金を200円引き
	U-NEXT	U-NEXT 光	4,980円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 MVNO2回線とのセットで、モバイル通信料を合計1,160円引き <p><small>(注) MVNO2回線以上から割引、MVNO回線数に応じて割引額が変動</small></p>
	(参考)	NTT東日本	フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ	5,800円

(注) 特に記載が無い限り、戸建て向け・ISP一体・長期契約割引適用後の金額(税抜)。
光回線料金の金額には、モバイルとのセット販売時の割引額、各種キャンペーン割引等は含まない。

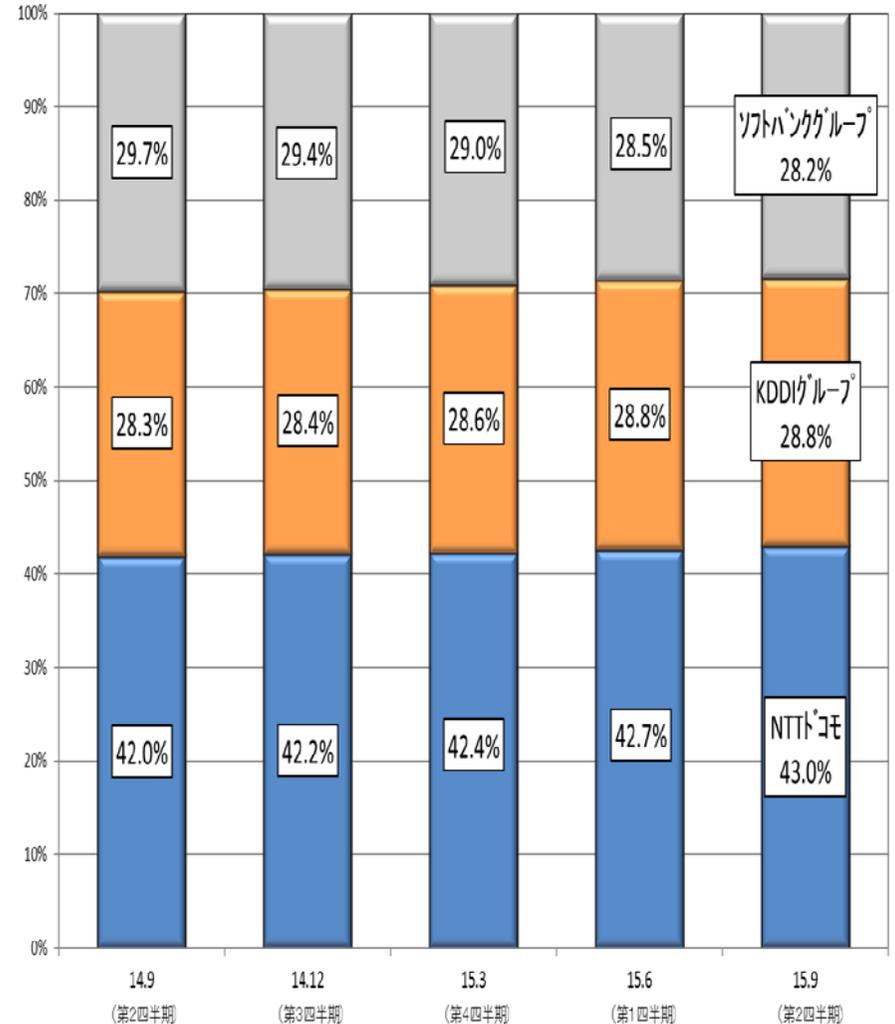
- 移動系通信の契約数は**1億5,945万**(グループ内取引調整後※ 前期比+0.8%)と**増加傾向を維持**している(2015年9月末)。
- NTTドコモのシェアは**増加傾向**、ソフトバンクグループのシェアは**減少傾向**にある。

※ グループ会社内で携帯電話(LTE等)やBWAの2つ通信サービス等を組み合わせて、一台の携帯電話端末にて提供する場合は、その契約を一契約とみなす。

契約数の推移



移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移(グループ別)

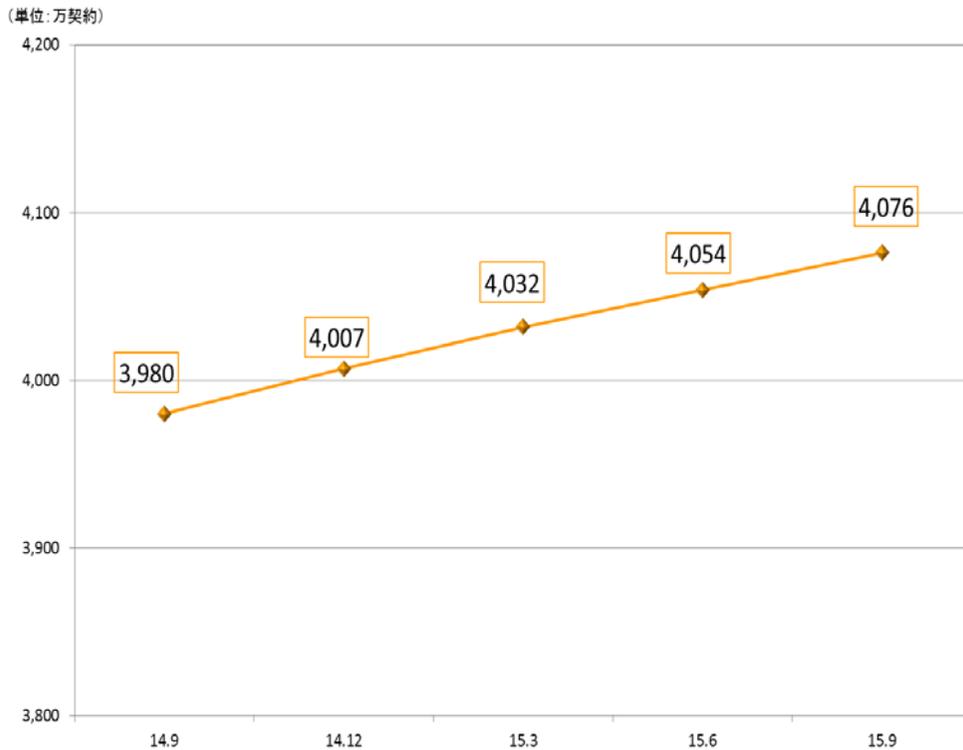


(注1) KDDIグループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。

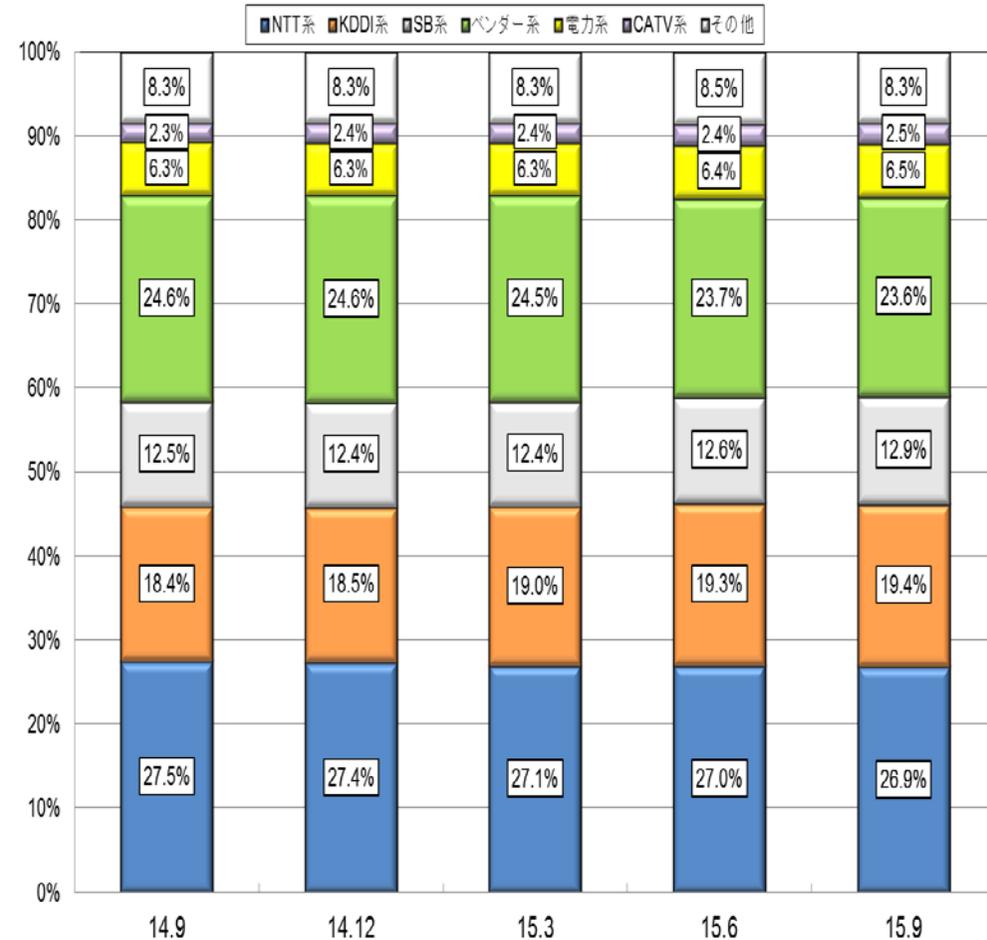
(注2) ソフトバンクグループのシェアには、ソフトバンク及びWireless City Planningが含まれる。

- ISP(固定系)の契約数は**4,076万**(前期比+0.5%)と**増加傾向を維持**している(2015年9月末)。
- **KDDI系及びソフトバンク系のシェアは増加傾向を維持**し、**NTT系及びベンダー系のシェアは減少傾向**にある。

契約数の推移



事業者別シェアの推移



- (注1) NTT系のシェアには、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、NTTぷらら、NTTドコモ等が含まれる。
 (注2) KDDI系のシェアには、KDDI、中部テレコミュニケーション、J:COMグループ等が含まれる。
 (注3) ソフトバンク系のシェアには、旧ソフトバンクBB、旧ワイモバイル等が含まれる。
 (注4) ベンダー系のシェアには、ビッグロブ、ソネット、ニフティ等が含まれる。
 (注5) 電力系のシェアには、ケイ・オプティコム、STNet、九州通信ネットワーク等が含まれる。

- **上位10位までの卸先事業者の卸契約数**は、卸契約数全体の**90%以上**を占めている(2015年9月末)。

- サービス卸の開始以降、新たに電気通信事業の届出を行った事業者は**31者**。
- 様々なプレーヤーとの連携による多様な新サービスの創出等が期待される中、新サービスが提供され始めている。

(2015年12月1日現在)

事業者名	サービス概要
フィード株式会社 (歯科・医療機器等販売)	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医院向けに毎月2,000円のクーポンが付与される「フィード光」を提供 ・月額4,980円＋プロバイダ料金
株式会社ミツウロコ (エネルギー事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・エキサイト(ISP事業者)と業務提携し、エネルギー顧客向けに「ミツウロコ光」を提供
株式会社みらい町内会 (メディカル・ケア・サービス、介護支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りやホームセキュリティなどの各種サービス利用に必要な通信インフラとなる「みらいコラボ光」を提供

(注) サービス概要を公表している事業者について記載

出所:各社HP等の情報を基に作成

再卸先事業者一覧

- 卸先事業者においては、NTT東西から提供を受けたFTTHアクセスサービスを別の事業者に対して「再卸」を実施している事業者も存在(NTT東日本:延べ23者、NTT西日本:延べ7者)。

NTT東日本 (2015年12月1日現在)

卸先事業者	再卸先事業者
株式会社ラネット	株式会社インターネットイニシアティブ
ジャパンケーブルキャスト株式会社	株式会社上野原ブロードバンドコミュニケーションズ
NECネクサソリューションズ株式会社	NECエンジニアリング株式会社
ビッグロブ株式会社	NECプラットフォームズ株式会社
丸紅テレコム株式会社	株式会社ガルフネット
丸紅テレコム株式会社	群馬インターネット株式会社
フリービット株式会社	株式会社サンライズシステム
NECネクサソリューションズ株式会社	株式会社静岡情報処理センター
株式会社ティーガイア	株式会社データ・ウェーブ
株式会社ジェイシーエス	電腦株式会社
株式会社つうけんアドバンスシステムズ	株式会社TOSYS
東芝テックソリューションサービス株式会社	東芝テック株式会社
有限会社アーク未来研究所	株式会社東総コンピューターシステム
株式会社ティーガイア	株式会社トラスト
株式会社つうけんアドバンスシステムズ	日本コムシス株式会社
株式会社ジェイシーエス	株式会社ファースト
富士通株式会社	富士通ネットワークソリューションズ株式会社
富士通株式会社	株式会社富士通マーケティング
有限会社アーク未来研究所	房総インターネット株式会社
株式会社ミツウロコ	北海道ミツウロコ株式会社
株式会社ミツウロコ	陸奥高圧ガス株式会社
株式会社U-NEXT	株式会社USEN
株式会社ティーガイア	株式会社レバラント

NTT西日本 (2015年12月2日現在)

卸先事業者	再卸先事業者
株式会社ラネット	株式会社インターネットイニシアティブ
ビッグロブ株式会社	NECプラットフォームズ株式会社
株式会社ジェイシーエス	電腦株式会社
東芝テックソリューションサービス株式会社	東芝テック株式会社
株式会社つうけんアドバンスシステムズ	株式会社TOSYS
株式会社つうけんアドバンスシステムズ	日本コムシス株式会社
株式会社ジェイシーエス	株式会社ファースト

(注) 公開を希望しない事業者についてはNTT東西HP上で事業者名を掲載していないため、全ての再卸先事業者を記載しているわけではない。

4 今後の対応について

- 総務省においては、引き続き、NTT東西のサービス卸ガイドライン等を踏まえた対応状況、サービス卸の提供条件等の公平性、適正性の確保状況、固定系ブロードバンド市場（FTTH、CATV、ADSL）及び隣接市場（モバイル、ISP）の動向把握に努めるとともに、サービス卸の提供による公正競争環境や固定系ブロードバンド市場と隣接市場との間における影響についても注視していく。
- その際に、FTTH市場については、公正な競争の促進、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブへの配慮などの観点から、接続料とサービス卸の料金水準やFTTH市場における「自己設置」「接続」「卸役務」の競争状況に関する検証も実施していく。
- また、サービス卸の提供が進む中、卸先事業者よりサービス提供に関する意見や要望が寄せられたことを踏まえ、NTT東西と卸先事業者との間の理解の醸成や懸念の解消等を図るため、事業者間協議を促進する。
引き続き、卸先事業者におけるサービス提供状況について注視し、公正競争の確保等に支障が生じる場合には、迅速に所要の対応に取り組んでいく。
- なお、来年5月に予定されている電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の施行後は、同法に基づき、事後届出の内容の整理・公表を行うことが求められているところ、今回の報告と同様に、サービス卸の提供に係る透明性を確保する観点から、サービス卸に係る市場動向の分析等と併せて、審議会への報告を実施することを予定している。